（応募様式⑦）

**暴力団排除に関する誓約書**

当社(私)は、大阪パビリオン「展示・出展ゾーン」への事業企画案募集要項に係る応募に際し、大阪府暴力団排除条例（以下「条例」という。）の趣旨に基づき、下記事項について誓約します。なお、共同企業体の場合は、代表企業以外のすべての企業に及びます。（下記の□にチェックしてください。）

記

* 大阪パビリオン「展示・出展ゾーン」への事業企画案募集要項に係る応募に際し、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、条例第２条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、当該条例に掲げる者が経営に事実上参画していません。

* 条例第２条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会及び中小・スタートアップ出展企画推進委員会から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
* 本誓約書及び役員名簿等が2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会及び中小・スタートアップ出展企画推進委員会から警察に提供されることに同意します。

2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会会長　様

中小・スタートアップ出展企画推進委員会委員長　様

令和　　年　　月　　日

・所在地

・商号又は名称

・代表者役職・氏名（記名）

（共同企業体の場合は、代表企業が提出すること。）

**（参考）**

**大阪府暴力団排除条例（抜粋）**

|  |
| --- |
| 第二条　この条例において、[次の各号](https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00001516.html#e000000080)に掲げる用語の意義は、[当該各号](https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00001516.html#e000000080)に定めるところによる。  一　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。  二　暴力団員　法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。  三　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。  四　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者をいう。  五　入札参加資格者　建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。)の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち府が発注するもの(以下「公共工事等」という。)に係る入札の参加者の資格を有する者をいう。  六　暴力団事務所　暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。 |

**大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）**

|  |
| --- |
| **第３条**　条例第２条第４号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。  (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者  (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者  (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者  (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者  (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第１号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの  ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）  イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者  ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者  エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者  (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第２条第５号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者 |